

議案第68号

負担付きの寄附を受けることについて

次のとおり負担付きの寄附を受けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 寄附の内容

種 類	品 名	数 量
動 産	土方稻嶺筆 興國寺書院襖絵	22枚38面

2 相手方

和歌山県日高郡由良町大字門前801番地

宗教法人興國寺 代表役員 山 川 宗 玄

3 寄附の条件

- (1) 県は、寄附財産を受領した際は、適切に保存・活用するため、速やかにその全面を修復すること。
- (2) 県は、寄附財産を展示し、又は図録等に掲載する際は、寄附者伝来の品である旨を表示すること。